

平成21事業年度における国立大学法人の
長期借入金償還計画の変更認可について(案)

1. 長期借入金償還計画の変更認可について

平成21事業年度における長期借入金償還計画に変更が生じたため、国立大学法人法第34条第1項の規定に基づき、変更認可を行うこととしたい。

・償還計画の変更前

法人名	平成20事業年度末における長期借入金の総額	平成21事業年度における借入見込額	平成21事業年度における償還計画額	平成21事業年度末における長期借入金の総額
	千円	千円	千円	千円
名古屋大学	52,052,539	898,828	3,441,516	49,509,851
滋賀医科大学	13,701,192	3,282,094	704,734	16,278,551
宮崎大学	11,836,968	2,379,653	766,220	13,450,401

・償還計画の変更後

法人名	平成20事業年度末における長期借入金の総額	平成21事業年度における借入見込額	平成21事業年度における償還計画額	平成21事業年度末における長期借入金の総額
	千円	千円	千円	千円
名古屋大学	52,052,539	898,828	<u>3,460,532</u>	<u>49,490,835</u>
滋賀医科大学	13,701,192	3,282,094	<u>715,582</u>	<u>16,267,703</u>
宮崎大学	11,836,968	2,379,653	<u>780,080</u>	<u>13,436,541</u>

○変更理由

滋賀医科大学、名古屋大学

滋賀医科大学（平成18事業年度）及び名古屋大学（平成20事業年度）に国立大学財務・経営センターから借り入れた長期借入金について、工事内容の変更等により所要額が減少したことから、平成21事業年度長期借入金償還計画の変更が必要となったため

宮崎大学

平成20事業年度に国立大学財務・経営センターから借り入れた長期借入金の償還に請負業者の倒産により支払われた保険金を充てることとしたことから、平成21事業年度長期借入金償還計画の変更が必要となったため

（事業は、残工事を新たな業者と契約し長期借入金の範囲で完了している）